

安全保障理事会決議 1917 (2010)

2010年3月22日、安全保障理事会第6290回会合にて採択

安全保障理事会は、

アフガニスタンに関する従前の安保理決議、とりわけ決議 1662 (2006) により設立された国際連合アフガニスタン支援ミッション (UNAMA) の職務権限を 2010年3月23日まで延長した安保理決議 1868 (2009)、およびアフガニスタン・コンパクトを承認した安保理決議 1659 (2006) を想起し、また 2008年11月21日から28日の安全保障理事会アフガニスタン使節団の報告書 (S/2008/782) も想起し、

アフガニスタンの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する強い支持を再確認し、

アフガニスタン情勢に対処する包括的な取組の重要性を強調し、またアフガニスタンの安定を確実にするための純粋な軍事的解決法はないことを認識し、

国を再建し、持続可能な平和および立憲民主の基礎を強化し並びに国際社会における正当な地位を確保するアフガニスタン政府および国民への継続する支援を再確認し、

同地域社会、国際社会の支援を得て、また国際連合のための中心的且つ公平な調整的役割を得て、アフガニスタン政府により進んで取られた包括的な戦略により支持された、アフガニスタンが前に向かって進む方向について明確な課題と合意された優先事項を規定した、ロンドン会議コミュニケ (S/2010/65) を歓迎し、

この文脈において、アフガニスタン人民、アフガニスタン・コンパクト、アフガニスタン国家開発戦略 (ANDS)、国家薬物統制戦略の主体的取組のもとでの、履行のための支援を再確認し、あらゆる関係者による持続的且つ調整された取組が、それらの履行に向けてなされる進展を確実にするためにおよび継続する課題を乗り越えるために求められていることに留意し、

アフガニスタンにおける平和および安全を促進するに当たり、国際連合が、アフガニスタン政府と共に、アフガニスタン政府により設定された優先事項を支援するアフガニスタン共同調整モニタリングボード (JCMB) を通して、アフガニスタン・コンパクトの履行における取組の調整と監視を含む、国際社会の努力を主導することにより、引き続き果たす中心的且つ公平な役割を強調し、また事務総長、事務総長が新しく任命したアフガニスタン事務総長特別代表およびアフガニスタンの人々を援助するため困難な条件の下で勤務している UNAMA の男女職員の現行の努力に対し安保理の謝意と強い支援を表明し、

アフガニスタンの安定と開発を支援する国際社会の継続的公約を歓迎し、また、これに関連して、アフガニスタンとその近隣諸国の参加を得て 2010年1月26日に開催された「アジアの中心」のイスタン

プール友好協力サミットおよび2010年1月28日に開催されたアフガニスタンに関するロンドン会議で為された公約を含む国際的および地域的提言を歓迎し、また今年後半のカブールでの国際会議を見越したアフガニスタン政府の具体的な活動計画および目標に期待し、

善隣関係に関する2002年12月22日のカブール宣言（カブール宣言）（S/2002/1416）、2009年3月27日にモスクワで開催された上海協力機構が後援するアフガニスタン特別会議、2010年1月26日のイスタンブール声明（S/2010/70）の重要性を想起し、トルコで開催される第4回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA）に期待し、またアフガニスタンにおける安全、統治および経済と社会開発を促進するための有効な手段としての地域協力を進める決定的な重要性を強調し、

アフガニスタンの政府と国民を支援する文民と人道的努力を増加している諸国の取組を歓迎し、国際社会に対し、アフガニスタン当局とUNAMAとの間で調整された方法で各々の貢献を更に拡大することを奨励し、

選挙期間中の安定と安全を守る透明で、信頼に足る且つ民主的過程の必要性を強調し、また、2010年の国政選挙の完全性を確保し不正行為と違法行為を防止するアフガニスタン政府の公約を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題の相互連関的な性質を再度認識し、治安、統治、人権、法の支配および開発についての持続的な進展並びに不正対策、麻薬対策の分野横断的な問題および透明性は相互に強化し合うことを再確認し、また、包括的な取組を通じてこれらの課題に対処するためのアフガニスタン政府および国際社会の継続的な努力を歓迎し、

アフガニスタンにおける課題に向けた包括的な取組の重要性を強調し、この文脈において、決議1890（2009）において指摘されたように、UNAMAの目的と国際治安支援部隊（ISAF）の目的との間の相乗効果に留意し、また、それぞれに指定された責任を適切に考慮し、強化された協力、協調および相互支援を行っていく必要性を強調し、

人道支援の範囲、質および量を向上させることを通じた人道状況に対処する緊急の必要性を強調し、また事務総長特別代表の権限の下にある国際連合機関、基金および計画間並びに国際連合とその他の援助供与者間の調整を向上することを通じた、そして最も必要とされる地域における国際連合人道支援関与の拡大と強化を通じた、人道支援物資の効果的、効率的且つ時宜を得た調整と提供を確保し、

人道援助活動者への増加している攻撃を非難し、アフガニスタン国民を支援する取組を妨害する攻撃を強調し、また、国際連合職員および関連要員を含む全ての人道援助活動者の安全且つ妨害されないアクセスを確保し、適用可能な国際人道法を全面的に遵守することが全ての当事者にとって必要であることを強調し、

アフガニスタンにおける治安状況、とりわけ、子どもを含む地域住民、国家治安部隊並びに国際的な軍事要員および文民要員に対する脅威となるタリバーン、アル・カーイダ、非合法武装集団、犯罪者および麻薬取引に従事する者による暴力行為およびテロ行為の拡大、並びにテロリズムの活動と不法薬物

との間で強まっている結び付きについての懸念をくり返し表明し、

法の支配を保証し、アフガニスタン国民に安全と基本的役務を提供し、また、彼らの人権および基本的自由の改善並びに保護を確保するためのアフガニスタン政府の能力に対してタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団による暴力およびテロ活動がもたらす著しく有害な結果に対する安保理の重大な懸念を同様に表明し、

タリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団により引き起こされる増加する脅威およびそのような脅威に対処する取組に関する課題を認識し、

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1674 (2006)、1738 (2006) および 1894 (2009) を想起し、その大部分がタリバーン、アル・カーイダその他の過激派集団を原因とする由々しい数の文民犠牲者に安保理の懸念を表明し、文民犠牲者を削減するアフガニスタンと国際軍による進展を歓迎し、文民の保護を確実にする為に講じられるべきあらゆる実行可能な措置に対する安保理の求めをくり返し表明し、適用可能な国際人道法および人権法の遵守を呼びかけ、

対人地雷、戦争の残余物および簡易爆発装置が文民に与えかねない深刻な脅威にまた懸念を表明し、国際法により禁止されている武器と装置の使用を自制する必要性を強調し、

アフガニスタン政府の硝酸アンモニウム肥料の禁止を達成したことを歓迎し、また全ての爆発物および化学的前駆物質の管理のための規制を履行するための活動を促進し、これにより簡易爆発物質にそれを利用する暴徒の能力を削減することを促し、

今のところはアフガニスタンにおける無水酢酸の合法的利用はなく、アフガニスタン政府からの要請なしにはアフガニスタンに対するこの物質の輸出の許可を生産国および輸出国は自制すべしというアフガニスタン政府が国際麻薬統制委員会 (INCB) に対し表明した宣言を想起し、また、決議 1817 (2008) に従い、全ての加盟国に対し、特に、1988 年の麻薬及び向精神薬の不正取引防止に関する国際連合条約第 12 条の条項を完全に遵守することで、INCB との協力を増大することを奨励し、

アフガニスタン・パキスタン平和会議過程に対する安保理の支援を表明し、

武力紛争下の文民の保護に関する決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006)、1738 (2006) と 1894 (2009)、女性、平和および安全に関する決議 1325 (2000)、1820 (2008) および 1888 (2009) 並びに 1889 (2009) そして子どもと武力紛争に関する決議 1612 (2005) と 1882 (2009) を想起し、アフガニスタンにおける子どもと武力紛争に関する事務総長報告書(S/2008/695) に留意し、

1. 2010 年 3 月 10 日の事務総長報告書 (S/2010/127) を歓迎する。
2. アフガニスタン政府および国民とともに活動する国際連合の長期にわたる責務に感謝の念を表明し、UNAMA および事務総長特別代表の活動に対する安保理の全面的支援をくり返し表明する。

3. 決議 1662 (2006)、1746 (2007) 1806 (2008) および 1868 (2009) において、また下記第 4、5 並びに 6 項が定める UNAMA の職務権限を、2011 年 3 月 23 日まで延長することを決定する。
4. 国際連合に対し、国際社会の支援を得て、治安、統治および経済発展に関するアフガニスタン政府の優先事項と地域協力を支援し、また、ロンドン会議におけるこれらの問題並びに国家薬物統制戦略の継続的履行に関して為された相互責務の全面的履行を支援することを求め、また UNAMA が、今年後半にカブールで開催されることになっている会議の準備を支援することによるを含む、アフガニスタンの指導に向けた移行において、アフガニスタン政府を支援することを要請する。
5. UNAMA と事務総長特別代表が、彼らの職務権限と強化されたアフガニスタンの主体的取組と指導力の原則により導かれる範囲内で、ロンドン会議コミュニケに従って、且つ以下に示された優先事項に特に焦点を絞って、行う国際的な民間の取組を主導し続けることを、さらに決定する。すなわち、
 - (a) アフガニスタン共同調整モニタリングボード (JCMB) の共同議長として、資源の利用、国際的な援助国や組織の調整並びにとりわけ麻薬対策、復興開発活動のための国際連合諸機関、基金および計画の貢献の指導を含む、アフガニスタン政府の開発と統治の優先事項に対する国際社会のより一貫した支援を促進し、同時に、アフガニスタン政府を通して提供された開発援助の割合を増やす取組を支援し、また、そのような資源のアフガニスタン政府の使用の透明性と効果を増やすための取組を支援する。
 - (b) 地方の復興チームと非政府組織との連携を含む、既存の職務権限に従って、軍民調整を改善し、情報の時宜を得た交換を助長し、アフガニスタン主導の開発と安定化プロセスを支援する国軍と国際治安部隊と民間活動家との間の一貫性のある協力を確保するためあらゆるレベルおよび全土における ISAF と NATO 上級文民代表との協力を強化し、UNAMA と ISAF の各々の職務権限を考慮して、アフガニスタン主導の治安責任の地方移行の過程を支援する。
 - (c) アフガニスタン政府による要請があれば、アフガニスタン憲法の枠組内で、また、安全保障理事会決議 1267 (1999)、1822 (2008) および 1904 (2009) 並びにその他の関連する安保理決議により導入された措置の実施と手続の適用を十分に尊重して、信頼醸成措置の提案と支援を含む、アフガニスタン主導の和解および社会復帰計画の実施を支援する政治的なアウトリーチや仲介を提供する。
 - (d) アフガニスタン当局の要請に基づき、ロンドン会議で合意された選挙改革に関する公約についての進展を考慮しつつ、技術支援を提供し、支援を提供する他の国際的援助供与者、機関、機構と調整し、同過程を支援するための現在および追加的基金を向けることにより、来るべき国政選挙の為の準備を支援し、市民社会を通して、選挙および選挙改革過程におけるアフガニスタン国民の強固な参加を支援する。
6. また UNAMA および特別代表は以下の優先的分野における国際的な民間努力を主導し続けることを再確認する。すなわち、
 - (a) 全土にわたる強化され且つ拡大された現地関与により、ANDS および国家薬物統制戦略の地方レベルでの履行を促進し、また政府の政策への包含と理解を促進すること。
 - (b) 地方および国家レベルでの、統治および移行期司法を含む法の支配を改善し腐敗と闘うため、ま

た平和の恩恵をもたらす時宜を得た且つ持続可能な方法で役務を提供するという観点から地方レベルにおける開発の発議を促進する、取組を支援し強化する。

(c) 人道原則に従って、且つ国内避難民を支援し保護する国および地方当局に対し効果的な支援を提供することを含み、アフガニスタン政府の能力の構築および難民と国内避難民の自発的、安全な威厳ある持続可能な帰還を導く条件を創出する目的で、人道的援助の提供を促進するための中心的な調整役割を果たす。

(d) 国際連合人権高等弁務官事務所の支援の下で、アフガニスタン独立人権委員会 (AIHRC) と協力し、また、関連する国際的および地域的民間団体並びにアフガニスタン政府とも協力して、文民の状況を監視し、文民の保護を確実にするための取組を調整し、アカウントビリティを促進し、アフガニスタン憲法とアフガニスタンが当事国である国際条約、とりわけその人権の女性による全面的享受に関する条約の、基本的自由および人権条項の完全な履行を支援することを継続する。

(e) アフガニスタンの安定と繁栄に向けた活動のための地域協力を支援する。

7. 全てのアフガニスタンおよび国際的な当事者に対し、その職務権限の履行および全土にわたる国際連合および関連要員の安全と移動の自由を促進するための取組において、UNAMA と調整することを求める。

8. 国際連合職員の安全を確保する必要性およびこれに関連して事務総長により既に取りられた措置に対する支援をくり返し表明し、またアフガニスタンにおける国際連合の治安要件の分析を期待する。

9. 州における UNAMA およびその他の国際連合機関、基金および計画の関与を強化し拡大することの重要性を強調し、事務総長に対し、そのような強化および拡大に関連する治安上の問題に対処するために必要な措置を講じるための彼の現在の努力を続けることを奨励し、また、アフガニスタンにおける国際連合機関、基金および計画の全ての活動を調整する事務総長特別代表の権限を強く支持する。

10. アフガニスタンの民主的発展に対する来るべき国政選挙の重要性を強調し、選挙の信頼性、安全を確保するためになされるべき全ての取組を求め、アフガニスタン独立選挙委員会 (IEC) とアフガニスタン選挙不服申立委員会 (ECC) が直面する課題を認識し、これら二つの機関が、選挙の準備と監視においてそれらの機能を効果的に果たす必要性を強調し、またアフガニスタン政府に対し、IEC と ECC が安定し、独立であることを確保し、また憲法が要請している適切な抑止と均衡を提供するため、UNAMA と協働することを奨励する。

11. 2010 年およびそれ以降の選挙過程に改良点を提供するため 2009 年の選挙から学んだ教訓に基づいて考えるため、また、ロンドン会議で為された選挙改革に関する公約を考慮しつつ、国際連合と密接に協働するというアフガニスタン政府の公約を歓迎し、アフガニスタン政府の要請に基づきこれらの公約の実現を支援する UNAMA の主導的役割を再確認し、また、UNAMA が、建設的な選挙改革を支援するために国民議会および市民社会に技術的支援を提供することを要請し、更に国際社会の構成員に対し、適宜支援を提供することを求める。

12. 今年開催されることになっている国家平和会議を通してを含む、暴力を放棄し、アル・カーイダや

他のテロ組織との結び付きを断ち切り、テロリズムを糾弾しまたとりわけジェンダーや人権問題に関係するアフガニスタン憲法を受け入れた政府に反対する要素との対話を促進するアフガニスタン政府の更新された取組を歓迎し、またアフガニスタン政府に対し、安保理決議 1267 (1999)、1822 (2008) および 1904 (2009) 並びに安保理の他の関連決議により導入された措置と手続の実施を十分に尊重することにおいて、適宜この過程を支援するため UNAMA の調停を用いることを奨励する。

13. 効果的で、包括的、透明且つ持続可能な国家平和社会復帰計画を策定し且つ履行する政府の公約をまた歓迎し、この決議において委任されたこの計画の支援における UNAMA の役割を強調し、国際社会に対し、これに関連して、平和社会復帰信託基金を通してを含む、アフガニスタン政府の取組を支援することを奨励する。
14. 互いの信頼と協力を育成するためのアフガニスタン政府およびその近隣諸国並びに地域的協力機関による現行の取組並びにイスタンブールで開催された第 4 回アフガニスタン・パキスタン・トルコ三カ国サミット、アフガニスタンおよび近隣諸国の参加により開催されたイスタンブールサミット、アフガニスタンに関するロンドン会議を含む関係国および地域機関により作り出された最近の協力イニシアティブを歓迎し、更に、2002 年の善隣関係宣言に定められた原則のロンドン会議コミュニケにおける再確認を歓迎し、また、アフガニスタンの平和と繁栄を促進し、地域の力関係と世界的な経済へアフガニスタンが完全に統合することを達成するための手段として経済的且つ開発的分野への協力を育成することにおいて、タリバーン、アル・カーイダおよびその他の過激派集団に対するアフガニスタンとその協力機関間で協力を増す重要性を強調する。
15. JCMB が、アフガニスタン国家開発戦略 (ANDS) の履行の調整、促進および監視において果たす中心的役割を再確認し、これに関連して、あらゆる関係者に対し、その効率を更に改善する目的で、JCMB との協力を拡大することを求める。
16. 国際的な援助供与者と組織およびアフガニスタン政府に対し、2008 年 6 月 12 日にパリで開催されたアフガニスタン支援国国際会議および 2010 年 1 月 28 日のアフガニスタンに関するロンドン会議でなされた公約を守ることを求め、透明性を確保し、不正と戦うことおよび援助調整のためのアフガニスタン政府の能力を高めることを含む、支援調整と効率性を向上する更なる取組の重要性をくり返し表明する。
17. アフガニスタン政府に対して、ISAF および不朽の自由作戦連合を含む、国際社会の支援を得て、それぞれが発展させるものとして指定された責任に従って、タリバーン、アル・カーイダ、違法武装集団、犯罪者および麻薬取引に関与した者により与えられるアフガニスタンの安全と安定に対する脅威に対処し続けることを求める。
18. 文民、アフガニスタン部隊および国際部隊を標的とする簡易爆発装置攻撃、自爆攻撃および拉致を含む全ての攻撃、並びにアフガニスタンにおける安定、復興および開発の努力への有害な影響を最も強い表現で非難し、またタリバーンその他の過激派集団が文民を人間の盾として利用していることを更に非難する。

19. アフガニスタン地雷除去計画の遂行における現在までの達成度を歓迎し、国際連合および全ての関係者の支援を得たアフガニスタン政府に対し、同国における生活および平和と安全に与えられる脅威を減らすために、対人地雷、対戦車地雷および戦争の残余爆発物の除去に向けた取組を継続することを奨励し、障害を持つ者を含む、被害者の治療、リハビリテーションおよび経済的且つ社会的再統合への支援を提供する必要性を表明する。
20. 武力紛争における文民の保護に関する 2010 年 1 月の UNAMA 報告書において書かれたように、文民の犠牲の危険性を最小化するため ISAF およびその他の国際部隊により為された進展を認識し、この観点から、特に戦術および手続の継続的な見直し、並びに、文民の犠牲者が発生した場合およびアフガニスタン政府が共同調査を行うことを適当と判断する場合にアフガニスタン政府との協力で実施される事後の見直しおよび調査により、追加的な強固な努力を行うことを求める。
21. 関連機関に、適切な場合には、アフガニスタンにおける全ての刑務所および拘置場所へのアクセスを確保することの重要性を強調し、人道法および人権法を含む関連国際法の全面的な尊重を求める。
22. アフガニスタンにおけるタリバーン勢力による子どもの徴用および使用並びに紛争の結果として子どもが死亡または四肢を奪われることに強い懸念を表明し、適用可能な国際法に違反した児童兵の徴用および使用並びに武力紛争の状況における子どもに対して行われるあらゆるその他の暴力や虐待、とりわけ学校に対する攻撃および自爆攻撃に子どもを使用することに安保理の強い非難をくり返し表明し、これらに責任を有する者が訴追されるべきことを求め、この文脈において、安全保障理事会決議 1612 (2005) および 1882 (2009) の履行の重要性を強調し、また事務総長に対し、とりわけ児童保護アドバイザーの任命を通して、UNAMA の児童保護部門の強化を続けることを要請する。
23. 治安を確保し、アフガニスタンの全地域にわたって法の支配を確保する、自立的且つ民族的均衡のとれたアフガニスタン治安部隊を目指すとの目標に向けた前進を加速させるため、適切な手続を吟味し、訓練し、指導し、装備しおよび女性と男性にとっての能力を強化するための努力を通して、包括的な枠組の中で、アフガニスタン治安部門の機能性、専門性および説明責任を増大させることの重要性をくり返し表明する。
24. この文脈からアフガニスタン国軍の展開および立案並びに作戦実施能力の改善における継続的進歩を歓迎し、訓練者、資源の貢献を通じた持続した訓練の取組と NATO アフガニスタン訓練使節団を通じた作戦監視連絡チーム、および防衛改革イニシアティブにおける支援同様、持続的な防衛計画過程の策定における忠告を奨励する。
25. アフガニスタン国家警察の能力を強化するアフガニスタン当局の現行の取組に留意し、重点地域開発を通じてを含む、目標に向けた更なる取組を求め、また、この文脈において、NATO アフガニスタン訓練使節団、この任務に貢献する欧州憲兵部隊 (EGF) および欧州連合警察ミッション (EUPOL アフガニスタン) を含む、財政的支援および訓練者と指導者の提供を通じた国際的支援の重要性を強調する。

26. アフガニスタン政府による、違法武装集団の解散プログラムの実施における進展を歓迎し、国際社会からの支援を得て、更なる進展のため、一層の取組を求める。
27. 阿片生産に対処する最近の進展に留意し、阿片の栽培、生産および取引並びに消費が、アフガニスタン、地域および国際の安全、発展と統治に対する原因となり続けているという深刻な害悪に懸念を持ち続け、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、代替的生活プログラムを通してを含む、国家麻薬統制戦略の実施を加速することおよび国家プログラムのあらゆる所で麻薬対策を主流とすることを求め、同戦略において特定された四つの優先事項に対する追加的な国際支援を奨励し、パリ条約イニシアティブおよび虹戦略の枠内で三国間イニシアティブおよび中央アジア情報共有センター（CARICC）に対して UNODC により提供される支援並びにロシアのドモジェドヴォ警察学校の貢献を賞賛する。
28. 各国に対し、パリ条約イニシアティブの枠組とそのパリ＝モスクワプロセスの範囲内で、2006 年にモスクワで開催された国際連合薬物犯罪事務所と協力してロシア連邦政府が準備したアフガニスタンからの薬物取引ルートに関する第二回閣僚会議の成果（S/2006/598）を考慮し、薬物統制および薬物と化学的前駆物質の違法取引並びにそのような取引に関係した資金洗浄と不正に対する戦いに対する協力における法執行能力を強化することを含む、共通の原則および共有する責任に従って、アフガニスタンを起源とする薬物の違法生産、取引と消費が国際社会に与える脅威に対抗するための国際的および地域的な協力を強化することを求め、また、これとの関連で、安保理決議 1817（2008）の全面的な履行を求める。
29. 麻薬の違法生産、取引および消費への対策とケシ栽培、薬物製造所および店の排除並びに薬物運搬の阻止においてパリ条約イニシアティブの継続を求め、国境管理協力の重要性を強調し、また、これに関連して、関連する国際連合機関と OSCE との強化された協力を歓迎する。
30. 公正且つ透明な司法制度の確立を加速し、不処罰を根絶しおよび全土における法の支配を確約することに貢献する観点から、関連アフガニスタン機関および他の関係者による、国家司法制度計画の全面的、持続的、時宜を得た且つ調整のとれた履行の重要性をくり返し表明する。
31. この文脈において、アフガニスタンにおける法の支配および人権の尊重を改善するための、アフガニスタンの刑務所部門の再建および改革の更なる進展の重要性を強調する。
32. 治安、良い統治、麻薬対策の取組および経済発展に関して拡大している不正の影響に強い懸念をもって留意し、アフガニスタン政府に対し、国際社会の支援を得て、不正に対する戦いを強力に主導し、より効果的で説明責任があり且つ透明な行政を確立するための取組を高めることを促す。
33. 行政および司法府を含む全てのアフガニスタン機関に対し、協力の精神で活動することを奨励し、アフガニスタン政府に対し、国家および準国家の双方のレベルにおいて良い統治、全てのアフガニスタンの男女の完全な代表権また説明責任を確実にするために継続している立法および行政改革を続

けることを求め、この分野における技術的支援を提供する更なる国際的取組の必要性を強調する。

34. アフガニスタン全土に及ぶ人権および基本的自由並びに国際人道法の全面的尊重を求め、報道の自由に対する制限とジャーナリストに対する攻撃に懸念をもって留意し、AIHRC（アフガニスタン独立人権委員会）に対し、アフガニスタンにおける人権の尊重を監視し、並びにこれらの権利を育成且つ保護しまた社会的多元性の市民社会の出現を促進する、その勇敢な取組を賞賛し、また全ての関係者による AIHRC との全面的協力の重要性を強調し、AIHRC への十分な政府からの資金を提供する公約を含む、ロンドン会議で為された相互公約の実行についての政府機関と市民社会の幅広い約束を支持する。
35. ジェンダー間平等に関して達成された進展にもかかわらず、女性と少女の権利を保証するため拡大された取組が必要であることを認識し、女性や少女に対する差別および暴力の行為、とりわけ少女が学校に通うことを邪魔することを目的とした暴力、が継続していることを強く非難し、安全保障理事会決議 1325（2000）、1820（2008）、1888（2009）および 1889（2009）の履行の重要性を強調し、アフガニスタンにおける女性のための国家活動計画の履行を加速するための取組を支持し、選出されたり任命された機関と市民サービスを含む全てのアフガニスタン政府機関における女性の参加を強化するアフガニスタン政府の約束を歓迎し、また、事務総長に対し、アフガニスタンの政治的、経済的および社会的な生活への女性の統合の過程に関する関連情報を安全保障理事会に対する報告書に含めることを継続するよう要請する。
36. 麻薬やその前駆物質の違法栽培、生産と取引から生じる収益を用いてアル・カーイダおよびタリバーンの行為または活動に資金提供若しくは支援することに参加している個人または団体を特定することにより、統合一覧表を更新するための関連情報を提供することによることを含む、決議 1904（2009）の履行について決議 1267（1999）に従って設立された安全保障理事会委員会とアフガニスタン政府および UNAMA との協力を歓迎し、そのような協力の継続を奨励する。
37. アジアにおける陸橋としてのアフガニスタンの歴史的役割に留意しつつ、地域取引の促進、外国投資の増大および社会資本の開発を含む地域的経済協力の過程を強化することを求める。
38. 同国と地域の安定のために残余のアフガニスタン難民の自発的、安全な、秩序ある帰還および持続可能な社会復帰の重要性を認識し、この観点から国際的支援の継続と向上を求める。
39. 国内避難民の自発的、安全な、秩序ある帰還および持続可能な社会復帰の重要性をまた確認する。
40. 事務総長に対して、アフガニスタンにおける発展状況に関して3か月毎に安保理に報告すること、彼の次の報告書に、UNAMA の職務権限の履行およびこの決議に規定した優先事項の履行に関する進展を測定するための達成条件に対して為された評価を含むことを要請し、全ての関係者に対し、この過程において UNAMA と協力することを求める。
41. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。